

令和3年 3月 19日
かながわ西湘農業協同組合
代表理事組合長 安藤 俊之

不祥事件の発生について

このたび、当組合において不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的な役割を担う農業協同組合として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われました組合員・利用者をはじめ日頃より当組合を信頼しお取引いただいております地域の皆様並びに関係各位には多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

なお、着服金につきましては、当事者及び当事者の保証人より全額弁済されております。

記

1. 事件の概要

- (1) 当事者 元渉外担当職員（男性 30代）
- (2) 事件発生支店 湯河原支店
- (3) 事件の概要

当事者は、湯河原支店に勤務していた令和2年3月9日と同年3月16日に、2名のご利用者からお預かりした現金、計150万円を着服し、個人的な使途に流用しておりました。

本案件は令和3年2月24日にご利用者からの問い合わせを受け、内部調査を実施した結果、湯河原支店での着服が判明いたしました。

更に内部調査を進めましたが、現時点では本案件で判明したご利用者以外に被害に遭われました方は確認されておられません。

なお、着服金につきましては、当事者及び当事者の保証人より全額弁済されております。

2. 被害に遭われたご利用者への対応

被害に遭われたご利用者に対しましては、個別にご説明とお詫びの上、被害金額の弁済をさせていただいております。

3. 関係機関への届け出

本事案発覚後、法令などに基づき速やかに監督官庁など関係機関に報告いたしました。

4. 当事者の処分

当事者は令和3年3月16日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、刑事告発について顧問弁護士への委任を検討しております。

なお、本事案関係職員についても責任の所在を明確にしたうえで、今後、厳正な処分を実施いたします。

5. 今後の対応

当JAでは、今般の事件発生を厳粛に受け止め、本事案の調査を引き続き実施し、不祥事の再発防止を徹底するとともに、信頼回復に努めてまいります。併せて法令遵守、事務管理及び内部監査など、内部管理態勢のさらなる充実・強化に、全役職員が全力で取り組んでまいります。

なお、本事案に関する組合員、ご利用者専用のお問い合わせ窓口を次のとおり設置いたします。

【組合員、ご利用者様お問い合わせ窓口】

かながわ西湘農業協同組合 本店

総合リスク管理室

TEL 0465-47-7136

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(土・日・祝日は除きます)